

## 政策評価実施予定時期(令和4年度～令和8年度)

○令和4年度に実績評価を行うものは、基本計画(第4期)の施策目標として令和2年度末の第28回有識者会議で令和3年度事前分析表の審議をしたもの(水色網掛けの○)。

○令和5年度に実績評価を行うものは、令和4年6月開催の第11回WGで令和4年度事前分析表の審議をしたもの(黄色網掛けの○)

基本計画(第5期) 施策目標		第5期計画期間					WG	
		2022 令和4 年度	2023 令和5 年度	2024 令和6 年度	2025 令和7 年度	2026 令和8 年度		
1	I-1-1	地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること			○			医療・衛生
2	I-1-2	医療従事者の働き方改革を推進すること				○		
3	I-2-1	今後の医療需要に見合った医療従事者を質・量両面にわたり確保するとともに、医師等の偏在対策を推進すること		○				
4	I-3-1	医療等分野におけるデータ利活用や情報共有の推進を図ること					○	
5	I-3-2	医療安全確保対策の推進を図ること		○				
6	I-4-1	政策医療を向上・均てん化させること				○		
7	I-5-1	新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延の防止を図ること					○	
8	I-5-2	感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること					○	
9	I-6-1	難病等の予防・治療等を充実させること		○				
10	I-6-2	適正な移植医療を推進すること			○			
11	I-6-3	原子爆弾被爆者等を援護すること		○				
12	I-7-1 (第4期: I-6-1)	有効性・安全性の高い新医薬品等を迅速に提供できるようにすること	○					
13	I-7-2	医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること		○				
14	I-7-3	医薬品の適正使用を推進すること			○			
15	I-8-1 (第4期: I-7-1)	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、適正使用を推進し、安全性の向上を図ること	○					
16	I-9-1	革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること				○		
17	I-10-1	データヘルスの推進による保険者機能の強化等により適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること					○	
18	I-10-2	生活習慣病対策等により中長期的な医療費の適正化を図ること					○	
19	I-11-1	新興感染症への対応を含め、地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること				○		
20	I-11-2	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること			○			
21	I-11-3	総合的ながん対策を推進すること				○		
22	I-12-1	平時から情報収集を行うとともに、国民の健康等に重大な影響を及ぼす緊急事態の際の情報集約や意思決定を迅速に実施する体制を整備すること			○			
23	II-1-1	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること	○					
24	II-2-1	安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること	○					
25	II-3-1	規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること				○		
26	II-4-1	化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること	○					
27	II-5-1	生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること					○	
28	III-1-1	労働条件の確保・改善を図ること	○					
29	III-1-2	最低賃金引上げに向け中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援を図ること	○					
30	III-2-1	労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること	○					
31	III-3-1	被災労働者等の迅速かつ公正な保護を図るため、必要な保険給付及び特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給を行うこと		○				
32	III-3-2	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること				○		
33	III-4-1	労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルール確立及び普及等を図るとともに、集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること	○					
34	III-5-1	労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること			○			
35	IV-1-1	女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、ハラスメント対策、仕事と家庭の両立支援等を推進すること				○		
36	IV-2-1	非正規雇用労働者(短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)の雇用の安定及び待遇の改善を図ること			○			

37	IV-3-1	長時間労働の抑制等によるワーク・ライフ・バランスの実現等の働き方改革を着実に実行するとともに、テレワークの定着や多様な柔軟な働き方がしやすい環境整備を図ること					○
38	IV-3-2	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること					○
39	IV-4-1	個別労働紛争の解決の促進を図ること					○
40	V-1-1	公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること					○
41	V-2-1	社会・経済状況の変化に対応しつつ、地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること		○			
42	V-3-1	高齢者・障害者・若年者や就職氷河期世代・外国人材等の雇用の安定・促進を図ること (第4期:高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること)	○				
43	V-4-1	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること				○	
44	V-5-1	求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること					○
45	VI-1-1	公共職業訓練の推進、事業主等や労働者の自発的な取組による職業能力開発等を推進すること					○
46	VI-1-2	技能検定を始めとする職業能力の評価を推進すること				○	
47	VI-1-3	技能実習制度の適正な運営を推進すること		○			
48	VI-2-1	若年者や就職氷河期世代に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること					○
49	VI-2-2	障害者等の職業能力開発を推進すること					○
50	VI-3-1	技能継承・振興のための施策を推進すること		○			
51	VII-1-1	保育の受け皿を拡大するとともに、それを支える保育人材の確保を図ること				○	
52	VII-1-2	地域におけるニーズに応じた子育て支援等施策の推進を図ること					○
53	VII-2-1	児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への更なる支援体制の充実を図ること					○
54	VII-3-1	母子保健衛生対策の充実及び旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の円滑な支給を図ること				○	
55	VII-4-1	ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること					○
56	VIII-1-1	生活保護制度を適正に実施すること				○	
57	VIII-1-2	複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、就労、家計、住まい等に関する包括的な支援を行うことにより、その自立を促進すること					○
58	VIII-1-3	ひきこもり支援、権利擁護支援、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズへの包括的な支援等により、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む体制を整備すること					○
59	VIII-1-4	自殺総合対策大綱に基づき、自殺対策を推進すること					○
60	VIII-2-1	福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること	○				
61	VIII-3-1	戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと				○	
62	IX-1-1	障害者の地域生活や就労を総合的に支援すること					○
63	IX-1-2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築すること		○			
64	IX-1-3	障害児支援の提供体制の整備等を進めること					○
65	X-1-1	国民に信頼される持続可能な公的年金制度等を構築し、適正な事業運営を図ること	○				
66	X-1-2	高齢期の所得保障の重層化を図るため、私的年金制度の適切な整備及び運営を図ること	○				
67	X I-1-2	高齢者の在宅生活に必要な生活支援・介護予防サービスを提供するとともに、生活機能の維持向上によって虚弱を防ぎ元気で豊かな老後生活を支援すること				○	
68	X I-1-3	総合的な認知症施策を推進すること		○			
69	X I-1-4	介護保険制度の適切な運営を図り、介護分野における生産性の向上等により、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること (第4期:介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること)	○				
70	X II-1-1	国際機関の活動への参画・協力等を通じて、保健・労働等分野において国際社会に貢献すること		○			
71	X II-1-2	開発途上国の人材育成等を通じた国際協力を推進し、連携を強化すること(一部基本目標VI施策目標1-3参照)					○
72	X III-1-1	国立感染症研究所など国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること				○	
73	X III-2-1	厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施及び医薬品等の研究開発の促進並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること					○
74	X IV-1-1	行政手続のオンライン化を推進すること		○			
75	X IV-2-1	データヘルス改革を推進すること					○

労働・子育て

福祉・年金